

2023文議第234号
令和5年6月8日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
白石 英行

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (5件)	第1号	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
	第2号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施延期を国に要望することを求める請願
	第3号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願
	第4号	「区民の声」は「要望」と「意見」を区別して、回答するよう求める請願
	第5号	「文の京」自治基本条例の抜本的な見直しの検討を求める請願
建設 (2件)	第6号	「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討を求める請願
	第7号	教育環境悪化を避ける区独自の仕組みやルール等を整える検討を求める請願
文教 (4件)	第8号	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を都に求める請願
	第9号	小・中学校の学校給食費を無償にすることを求める請願
	第10号	「グリホサート農薬」のっていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
	第11号	小学校で「ゲノム編集の野菜」を栽培させない、食べさせないことを求める請願
議会運営 (3件)	第12号	請願者自らが請願の趣旨説明等をできるよう求める請願
	第13号	「陳情」を「請願」同様に審査することを検討するよう求める請願
	第14号	文京区議会委員会のインターネット議会中継に関する請願

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第1号
件 名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹介議員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

感染流行時には、コロナウイルスの感染対策で、場外馬券売り場「ウインズ」を休止していました。今までの場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と述べています。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粹にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第2号
件 名	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施 延期を国に要望することを求める請願
請 願 者	文京区千駄木二丁目 23 番 7 号 消費税廃止文京各界連絡会 会長 椎 野 耕 一
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

新型コロナ禍と物価高騰の影響により中小企業・小規模事業者の経営困難が続く下で、2023年10月からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が実施されようとしています。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。

インボイス発行事業者として登録した個人情報国税庁のサイトを通じて一括ダウンロードでき、商用利用されることへの懸念も広がっています。中小企業団体をはじめ、税理士団体、文化・芸術団体、シルバー人材センターなど多くの団体やフリーランスのグループが「凍結」「延期」「見直し」を表明しています。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する事業者の存在が不可欠です。よって、以下の事項を請願します。

請願事項

- 1 国に消費税のインボイス制度の実施を延期するよう、区議会として要望して下さい。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第3号
件 名	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願
請 願 者	文京区小石川二丁目21番8号 文京春闘共闘会議 議長 大 谷 昇
紹 介 議 員	沢 田 けいじ 板 倉 美千代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

日本の最低賃金の地域間格差は最も不合理な仕組みです。地域間格差を是正し、世界であたりまえの全国一律制に是正させることが必要です。

全国一律最低賃金の創設の趣旨は、すべての労働者とその家族に、健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必要な賃金の最低額がどの地域で働いても等しく保障されるようにすること、同時に、地域経済を活性化させ、地域間格差を解消することにより「国民経済の健全な発展に寄与する」ことができるようにすることにあります。

現行法の地域最低賃金では、こうした目的を達成することはできません。全労連の最低生計費試算調査の結果から必要な生計費の地域間格差はほぼないことが明らかになっています。

しかし現行法では、地域ごとに最低賃金が異なり格差が生じています。その格差のベースとなる原因として、地域別の最低賃金があります。2022年10月の改定では、最高の東京都（1072円）と最低の地域（853円）で219円（20%）もの格差が生じています。

時給の高い都市部に労働者が偏在するなど、人口の一極集中や地域経済の疲弊を招いています。

現行法の最低賃金は最賃決定の三要素「その地域の労働者の生活費と賃金、事業の支払い能力」を考慮して決めています。地域別である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案され、最低賃金額が決められるため、低い地域は低いままに決定される構造的な問題をもっています。

また、高い地域が低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。そのために、いまだ平均時給1000円すら実現されていません。

最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となり悪影響となっています。ちなみに、地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の4カ国のみです。こうした問題やひずみは、全国一律制で解消することが期待できます。

ただし、広がった地域間格差はあまりに大きく、実現には、様々なハードルがあるのも事実です。政府としての相応の財源をつくる決断と一定の期間が必要となると考えます。

具体的な「全国最低賃金への法改正の4つのポイント」は下記の通りです。

- (1) 現行法での「地域別最低賃金」を、「全国最低賃金」として全国一律額による最低賃金の制度に改める。公布から5年程度の経過後に施行することを定める。公務員にも適用するように法改正する。
- (2) 最低賃金額の決定を2要素とし、①科学的な最低生計費調査に基づいた、労働者の生計費と②労働者の賃金を考慮して決めるように法改正する。現行法の3要素「その地域の労働者の①生活費と②賃金、③事業の支払い能力」のうち「事業の支払い能力」は削除する。
- (3) 全国最低賃金は、中央最低賃金審議会での調査審議をふまえて決定することに改める。地方最低賃金審議会は、地域ごとの特定最低賃金（産業・業種別）の調査審議を役割とすることに改める。
- (4) 全国最低賃金の制度の中小企業における円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置、その他の必要な措置を講じなければならないことを、国に義務づけることを定める。

最低賃金を全国一律にしてほしいという声は全国で広がっており、全国知事会、日弁連が同趣旨の声明を出し、さらには日本商工会議所会員アンケートでも会員の多数になっています。その声に押され中央最低賃金審議会は、23年10月の改定から全国を4ランクに分ける現行制度を改め3ランクにすることを決めました。中途半端な改正ではなく今こそ全国一律最低賃金にすべきです。

都市部の真ん中の文京区議会において、この請願を採択していただくことは、日本経済の安定的な発展を展望する、最低賃金法改正に進むための先進的な取り組みになります。

以上の理由により貴議会におかれましては、下記の請願を採択され、政府ならびに関係省庁に対して要望書を提出していただくようお願いいたします。

請願事項

- 1 最低賃金の地域間格差をなくし全国一律の制度とするため、最低賃金法の改正を行うこと。
- 2 最低賃金の引き上げが進むよう、中小企業への経営支援を政府の責任で拡充すること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第4号
件 名	「区民の声」は「要望」と「意見」を区別して、 回答するよう求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	千 田 恵美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区には区民が区政に対する意見・要望などを区に伝えることができる「区民の声」という仕組みがあり、区のホームページ（HP）においても「このコーナーは、みなさまから区政に対するご意見・ご要望などをお聞かせいただくものです」と記載されています。

また、手続き根拠として「文京区区民の声取扱要綱」が整えられ、「寄せられた意見等が次に掲げる内容に該当する場合は、区民の声として取り扱わない」とし、「質問、問合せ又はこれに類するもの」と規程しています。

しかし、一部の特定の区民に対しては、同要綱に定めがないにもかかわらず、「要望」を送っても一部の部課において「ご要望・ご意見その他の文章表現の如何を問わず、包括的に1つのご意見として承っております」と通告してきて、「要望」を無視する形で「ご意見として承りました」という一文だけを回答として送り、「門前払い」しています。

一方、別の区民からの「区民の声」に対しては上記同要綱の規程を自ら破り、「質問、問合せ又はこれに類するもの」であっても丁寧に回答するなど、あからさまな区民差別を行っています。

全国の他の自治体にも同様の仕組みはありますが、いずれにおいても「要望」は「要望」、「意見」は「意見」としてしっかり区別して受け止め、さらに「提案」は「提案」として別途、受け止めるところもあり、文京区のように手続き的根拠なく恣意的に受け止め、「包括的に1つのご意見として承っております」と通告し、「ご意見として承りました」という一文だけを回答として送り付けることで「要望」を切り捨てる自治体は私の調べた限りありません。

そこで貴議会において区長に下記を働きかけていただきたくお願いいたします。

請願事項

- 1 「文の京」自治基本条例で打ち出した「協働・協治」の理念に則り、「区民の声」に対し、区民からの「要望」を無視して十把一絡げに「意見」として包括的に判断して「ご意見として承りました」とだけ回答するのではなく、「要望」と「意見」をしっかりと区別し、「要望」は「要望」として区民に寄り添った丁寧な回答をし、「意見」は「意見」として真摯に受け止めて政策に反映する努力をするようにしてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第5号
件 名	「文の京」自治基本条例の抜本的な見直しの検討を 求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

「文の京」自治基本条例（以下、「同条例」といいます。）は、平成17年4月1日に施行され、「条例の見直し」規定が盛り込まれていないこともあり、改正されたのは1度だけで、その後、10年以上改正されておらず、区民の理解を促し深めるための「逐次解説書」も備えていません。

時代遅れになっている証左としては、例えば「多様性 (Diversity)」や「多様性」を受け入れる「受容性 (Inclusion)」「包摂性 (Inclusiveness)」が国政／区政上の重要なキーワードになっているものの、同条例では「多様な取組」という文言があるに過ぎず、「多様性」や「受容性」「包摂性」という文言はありません。同条例では2015年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)」の17の目標の理念も十分に反映されておらず、「レジリエントシティ」(=自然災害を含めた危機や困難を乗り越える復元力を備えたまちづくり)に関する理念も盛り込まれていません。また、住民自治の原則として「協働・協治」を打ち出していますが、区民ニーズの多様化と高度化、社会・経済構造の複雑化、従来 of 想定を遙かに超える自然災害に対応するためには「協働」だけでは十分とは言えず、「協創 (地域社会の公共的な課題の解決を図るために一緒に考え、有効な施策を一緒に創り上げていくこと)」の理念も欠かせなくなっています。

現在の条例をつくる際には、当時の杉並区自治基本条例など14自治体の先行事例を研究した経緯 (区民憲章区民会議参考資料8) がありますが、文京区が平成17年に施行した後、340以上の自治体で新たに自治基本条例等が施行され、これら全てを参考にして学ぶことができ、そうすることは「変化し続ける社会に柔軟かつ迅速に対応するために、従来の考え方にとらわれず」「不断の見直しを行う」という区長の施政方針 (平成30年2月定例議会) にも沿ったものであると考えます。つきましては、同条例の理念を一步も二歩も進め、区民がさらに誇れる条例にして頂きたい、貴議会に以下の請願をいたします。

請願事項

- 1 「文の京」自治基本条例について、現在の区を取り巻く社会・経済・文化構造の激変に適応した内容になっているか、ひとつひとつ再確認するとともに、全国各自治体の自治基本条例及びそれに準じた基本条例を参考に、文京区にふさわしい形で取り入れられるものがあるかどうか調べてください。
- 2 「文の京」自治基本条例を、SDGsの目標や理念を反映したものにするかどうか検討するよう区に働きかけてください。(※SDGsの文言やその内容をそのまま盛り込むよう求めているものではなく、あくまでその目標や理念を咀嚼して、文京区に相応しい形で反映するようにお願いする次第です)

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第6号
件 名	「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討を 求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区には「文の京」総合戦略（注1）や「文京区まちづくり推進要綱」など、「まちづくり」に関連した戦略・条例・要綱等はあるものの、区としての「まちづくり」の定義や基本理念は明確に打ち出しておらず、総合的な「まちづくり基本条例」がありません。文京区本郷一丁目の「(仮称)宝生ハイツ建替え計画」を巡り建築紛争になっているのも、令和4年9月定例議会に提出された「請願受理第27号」にも記載されているように『『文教のまち』文京区の名にふさわしく、教育環境を保護し、子どもの成長を支えるまち』づくりの理念がないまま、単に合法であるか適法であるかによって開発が進められるところに問題があると考えます。

「文の京」総合戦略と「文京区都市マスタープラン」（注2）が見直されることもあり、区としての「まちづくり」の定義と基本理念をしっかりと定めた上で、その基本理念に沿った一貫性のある独自施策も盛り込んだ「基本条例」が欠かせないと考えます。

「協働・協治」の理念に則り専門家や区民による検討を十分に行い、まちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例の制定を検討するよう区に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

（注1）「文の京」総合戦略は、区が解決すべき主要課題を明らかにした「重点化計画」で、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画であって、文京区における「まちづくり」の定義や基本理念の定義付けはなされていません。

（注2）「都市マスタープラン」は「都市計画に関する基本的な方針」であって「令和以降の新時代にふさわしいまちづくりの考え方が織り込まれるべき」であるとしても、その「考え方」とはどのようなものかが明確に区民に示されていません。

請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、「マスタープラン」や「総合戦略」の見直しと併せ、安全・安心な住環境や子育て・教育環境の方向性も盛り込みつつ、令和の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を検討してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第7号
件 名	教育環境悪化を避ける区独自の仕組みやルール等を 整える検討を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	千 田 恵美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

請願理由

女子中高一貫教育校である学校法人桜蔭学園桜蔭中学校高等学校の隣接地で、20階建て（高さ約69m）にもなる（仮称）宝生ハイツ建替え計画が持ち上がり、建築紛争になっています。直接の所管は東京都になりますが、計画地は文京区の「第一種文教地区」内でもあり、教育環境の悪化が懸念されています。

文京区は他区と異なり、「文の京」を謳い、現行の「文京区都市マスタープラン」でも「教育環境が良く文化性が高い『文教のまち』というイメージが定着」し、「『文教のまち』のシンボルとなる教育施設」と記載するなど教育環境を大切に守ってきました。

東京都文教地区建築条例第3条（第一種文教地区内の建築制限）及び同条例「別表一」（注）を定めているのも「文教地区」の教育環境を守るためであり、その目的に鑑みれば同条例に「総合設計制度」が明記されていなくても、教育環境を悪化させるような「総合設計制度」の容積率緩和を許可することは条例の趣旨全体から見れば明らかに反していると言わざるを得ません。

シンボルとしての「文教のまち」とそのイメージを守るためには教育環境を悪化させない（あるいは悪化を最大限避ける）ことが欠かせず、文京区における「文教」を大切にすする「まちづくり」はそうした理念を優先すべきと考えます。そこで下記を区長に働きかけていただきたく、貴議会にお願いいたします。

（注）「劇場、映画館、演芸場、観覧場又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設」を、その「用途に供するために建築物を建築し、又は用途を変更してはならない」「ただし、知事が文教上必要と認め又は文教上の目的を害するおそれがないと認めて許可した場合は、この限りでない」

請願事項

- 1 文京区が大切にすする「文教のまち」のイメージと子育て・教育環境を守るべく、「文教地区」において教育施設に隣接する建築物の建設や建て替え等については区としても関与し、子育て・教育環境悪化を回避するような区独自の仕組みやルール等を整えるべく検討してください。
- 2 文科省の「学校施設整備指針」に基づいた教育施設の隣接地に後から高層建築物を建築する場合、隣接施設に教育環境を悪化させるような日影の影響を及ぼす建築計画にしないようにする何らかのルールや仕組み等を整えるべく検討してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第8号
件 名	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現 を都に求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	関 川 け さ 子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

昨年 10 月 27 日 文部科学省は全国の小中学校で 2021 年度不登校だった児童生徒が前年度から 4 万 8813 人 (24.9%) 増え、24 万 4940 人で過去最多になったと発表しました。増加は 9 年連続で、過去最多も 5 年連続で更新しています。

不登校の内訳は小学校が 8 万 1498 人 (前年度比 28.6%増)、中学校 16 万 3442 人 (前年度比 23.1%増) で、いずれも増加しています。文京区においても、2021 年度小学校 139 人、中学校 135 人と年々増加の傾向をたどっています。

専門家からは競争的な教育が背景にあり、学校が安心できる場になっていないと指摘されています。学校は本来子どもが安心して学べる居場所であるべきです。

授業時間の詰め込みの問題もあります。一日の授業時数が多いうえ、さらに足りない分は夏休みなどを削って補っているのが現実といわれています。子どもに寄りそってその声を受け取るべき教員の多忙化は大変な社会問題にもなっており、精神疾患による教員の休職者が 2021 年度文部科学省調査で過去最多になっています。

又教員が不足して学級担任のいない学校などが出て、副校長が担任になり、しのいだことがマスコミで報道されました。文京区内でも一歩間違えばそうなりかねない状況があるとも聞いています。

学校を子どもが安心できる場所にするために、何よりも教員を増やし、一人一人の子どもたちの声を聞き、心が通い合う環境を作ることが必要です。そのためにも少人数学級を進めることは必須です。来年度の国の文教予算で教職員定数は増減差引で 2474 人も大幅減になっています。

またこの冬はコロナ感染第 8 波の下「緊急搬送困難事案」も過去最悪です。感染予防や拡大防止の点からも、「密」を解消することが必要になっています。

少人数学級はコロナ禍での「密」を解消し、子どもたちがゆったりと学び、一人一人の個性を生かし学ぶ権利を保障する上でも重要です。

全国の自治体では、国の 35 人学級への変更を受けて、自治体独自に前倒しで促進したり、更なる少人数への取り組みを進めるなど少人数学級を前に進めています。これは全国的な流れになっています。

東京都においても独自に教員を増やして、35 人学級を小学校で前倒し、中学校に拡大していただきたく強く要請します。

請願事項

- 1 都の責任で、教員を増やし小・中学校の全学年で 35 人学級を早期に実施するよう都に求めること。
- 2 あわせて小・中・高の全学年で 30 人学級の検討に入ることを都に求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第9号
件 名	小・中学校の学校給食費を無償にすることを求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 絃 子 外 6 5 5 名
紹 介 議 員	たかはま なおき 関 川 けさ子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

憲法第 26 条は「義務教育は、これを無償とする」と定めています。ところが、実際に無償化されているのは授業料と教科書代に限られており、義務教育期の子どもがいる家庭の経済的負担は大きいものがあります。重い負担となっているものの 1 つが、学校給食費です。学校給食は教育の一環であるとともに、子どもの健全な発達を支えるうえで重要な役割を果たしています。

子どもたちは、みんなと一緒に食べる学校給食を楽しみにしています。本来学校給食は教育の一環として位置付けられなければなりません。家庭の経済状況にかかわらず、安心して食事が出来ることは、子どもの情緒安定にとっても大切なことです。どの子にも暖かい食事を保障しているのが学校給食です。未来をにう子どもたちの健やかな成長・発達をはぐくむ学校給食の整備充実は何よりも優先して行わなければなりません。学校給食の無償化は「義務教育は無償」という憲法 26 条の原則からも、子どもたちの健やかな成長を保障するうえでも、子どもの貧困予防対策としても大きな意義があります。

すべての子どもたちの発達を保障する学校給食が実施でき、無償化できるようにお願いします。

請願事項

- 1 文京区として小中学校給食費の保護者負担を無償にしてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第10号
件 名	「グリホサート農薬」のっていない安心安全な学 校給食の提供を求める請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 60%; height: 15px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 40%; height: 15px; margin-left: 40px;"></div>
紹介議員	関川 けさ子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

2022年の文部科学省の調査によると、小中学生の8.8%に学習や行動に困難のある発達障害の可能性があることが発表されました。前回調査（2012年）と比べて、2.3ポイント増えています。原因の究明が急がれるのと同時に、今すぐできることは、「安全性に疑いがあるものは使用しない」という予防原則での対応です。文京区の学校給食のパンには、輸入小麦が使用されています。農水省の残留農薬検査では、アメリカ産小麦からは97%、カナダ産小麦からは100%グリホサートが検出されています。

2015年、WHOの下部組織である国際がん研究機関（IARC）は、除草剤ラウンドアップ（主成分グリホサート）を「人に対しておそらく発がん性がある」と発表しました。アメリカでは、ラウンドアップを使用してがんになったという訴訟が12万件以上起きています。グリホサートは発がん性のみならず、多様な毒性が指摘されています。2020年、千葉大学の研究グループでは、妊娠中のグリホサート摂取により子どもの自閉症スペクトラム障害などの神経発達障害の病因に関係する可能性が、マウス実験で示されたと発表しました。

ラウンドアップは世界40カ国以上で禁止や規制がされています。しかし日本では、2017年にその流れに逆行し、残留基準値が最大400倍に緩和されました。さらに問題なのは、農薬の毒性試験では、市販されている農薬が使われていないことです。農薬は、主成分と補助剤で構成されます。ラウンドアップの補助剤は毒性が強く、主成分グリホサートの1000倍以上とカーン大学セラリーニ教授は指摘します。それにもかかわらず、日本では、補助剤の強毒性は無視して、主成分のみで毒性試験が行われています。輸入小麦に残留するのは、主成分グリホサートだけではありません。子ども達は、強毒な補助剤も同時に体内に取り込むのです。

2022年に「全国オーガニック給食フォーラム」が開催されるなど、全国の学校給食で安心安全な食材を使う動きは広がっています。「グリホサート残留のない国産小麦を使用して下さい」との署名活動が行われた熊本県は、昨年からは学校給食会で国産小麦を使用することになりました。学校給食で米飯や国産小麦を使用することは、国内農家を支えることとなります。東京大学の鈴木宣弘教授は「実際の食料自給率は38%どころか10%あるかないかという惨状である」と日本の現状を指摘しています。海外からの物流が停止したら、世界でもっとも餓死者が出るとの試算もあります。食は、私たちの命と直結しています。子どもの健康を守り、日本の農家を守るため、学校給食には安心安全な国産を使用して下さい。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 子ども達の命と健康を守るため、予防原則に基づき、グリホサート残留の可能性が高い輸入小麦は学校給食での使用をやめて、国産小麦または米飯にするよう区に求めること。
- 2 国が安全とする基準値は主成分のみから算出されており、ラウンドアップの補助剤の強毒性が無視されているため、輸入小麦を使用するのであれば、今の1000倍以上厳しい安全基準値を独自に設定するよう都教育委員会に求めること。
- 3 保護者や子どもが学校給食でのグリホサート残留数値をいつでも調べられるように、低濃度の残留が検出可能な検査施設での検査、定期検査の実施、東京都学校給食会ホームページ上での検査データの公開を都教育委員会に求めること。
- 4 農薬は、市販される農薬（補助剤も入れて）から残留基準値と一日摂取許容量を算定するよう国に求めること。
- 5 農薬の毒性試験（発がん性・慢性毒性・発達神経毒性など）は、市販される農薬（補助剤も入れて）を使用して行うよう国に求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第11号
件 名	小学校で「ゲノム編集の野菜」を栽培させない、 食べさせないことを求める請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 300px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 220px; height: 20px; margin-bottom: 5px; margin-left: 100px;"></div> <div style="background-color: black; width: 270px; height: 20px; margin-left: 150px;"></div>
紹介議員	関川 けさ子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

新しいバイオテクノロジーであるゲノム編集食品の安全性は不明です。現在、ゲノム編集食品が流通しているのは世界中で日本だけです。現在流通しているトマト、マダイ、トラフグに加えて、2023年3月からは、新たにトウモロコシの流通が可能になりました。ゲノム編集は、食品への表示もなく、動物に食べさせての長期試験も行われていません。そんな未知のリスクの可能性のあるゲノム編集トマトの苗が、2023年に小学校で無償配布される計画があります。未来を担う大切な子ども達に、動物実験よりも先にゲノム編集食品を食べさせることは倫理的に問題があります。

ゲノム編集技術の研究が進むにつれ、さまざまな問題点や危険性が明らかになってきました。ゲノム編集は特定の遺伝子を壊すことにより、生物のバランスや調和を壊し、意図的に障害や病気を作り出す技術と言えます。ゲノム編集は、目的以外の遺伝子を破壊する「オフターゲット」と呼ばれる現象が起きる可能性が指摘されています。目的以外の遺伝子が破壊されると、予想外の毒性やアレルギーを引き起こす可能性があります。また、ゲノム編集には「抗生物質耐性遺伝子」が挿入されます。「抗生物質耐性遺伝子」が削除されずに体内に取り込まれると、抗生物質耐性菌が出現し、細菌が感染しても抗生物質が効かない体になる恐れがあります。

遺伝子組み換え食品は、1996年に流通が始まった際、食の安全に関する動物実験が行われていませんでした。その後、2000年に入ると徐々に動物実験が行われるようになりました。その結果を受け、2009年に米国環境医学会は、「これまで行われてきた多くの動物実験が、遺伝子組み換え食品と健康被害との間に強い関連性を示している」と声明を発表しました。ゲノム編集でも同様に、動物実験の数が増え評価が進むことで、有害性が判明することがあり得るのです。

市民団体「OKシードプロジェクト」の調査では、全国200を超える自治体がゲノム編集トマトの苗を「受け取らない」と表明しています。「受け取る」と回答した自治体はありません。ゲノム編集トマトの花粉が飛散し、交雑を起こせば、文京区以外の地域にも影響を及ぼす可能性もあります。文京区でも予防原則の立場に立ち、ゲノム編集トマトの苗は受け取らず、栽培させない、食べさせないで下さい。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 動物に食べさせての安全評価がされておらず、目的以外の遺伝子の破壊により予想外の毒性やアレルギーを引き起こす可能性がある「ゲノム編集食品(上記のトマト含む)」は、文京区の小学校で子ども達に栽培させない、食べさせないよう区に求めること。
- 2 「ゲノム編集食品」の安全性の調査・研究を独自に行い、安全性が確認されるまで、「ゲノム編集食品」は、加工品を含め、学校給食に使用しないよう区に求めること。
- 3 「ゲノム編集食品」は食品表示がなく、知らずに購入してしまう恐れがあるので、「ゲノム編集食品」の表示を種苗・作物・食品にするよう国に求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第12号
件 名	請願者自らが請願の趣旨説明等をできるように求める 請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子 海 津 敦 子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

文京区は、「文の京」自治基本条例を制定し、自治の理念として「協働・協治」を掲げ、区議会の責務としては第23条に於いて、「区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す」と、「区民参加と活性化」について定めているものの、委員会に於いて請願者自らが趣旨説明や意見陳述できる仕組みや制度はありません。

文京区議会がかねて丁寧に請願の審議を行ってきたことは理解しているところですが、新たに請願者自らが趣旨説明や意見陳述できるようになれば、一段と開かれた区議会につながるほか、「文の京」自治基本条例の「協働・協治」の理念及び第23条の具現化に寄与することは間違いありません。

たとえ1～3分程度という短い時間であったとしても、請願者が口頭により趣旨説明できれば、文面や行間からだけでは分からない（あるいは伝わりにくい）奥深い背景や思い等も把握することが可能になり、それは区民の小さな声を拾い上げ、請願者の思いを汲み上げることにつながります。

こうした新たな仕組みや制度を設けることに関しては、既存の参考人制度を弾力的に運用（あるいは活用）することで代替できるとの意見もあるようですが、参考人制度はもとも委員会自らが必要と認めた関係者及び識見者を委員会に招致するものであり、今回の請願は最終的に委員会の承認が必要であるとしても、請願者自らの発意（あるいは希望）に基づいて実施するものであって、既存の参考人制度とは仕組み・制度の考え方が根本的に異なります。

また、参考人制度を弾力的に運用（あるいは活用）するとしても所定の手続が必要となり機動性に欠けるとともに、参考人に対して費用弁償の支払が必要となるなど様々な課題があると言わざるを得ません。

区民からの請願は、区の片隅から発せられる「小さな声」に過ぎないかもしれませんが、区民に寄り添い、「請願」となって表れた「小さな声」をしっかりと汲み取るには、請願者自身による意見陳述や趣旨説明の場を設けて直接聴いて頂き、委員のみなさまに請願者の生の声をしっかりと心に刻んで頂くことが非常に重要であると考えます。そこで貴議会に対し、以下の請願を致します。

請願事項

- 1 文京区議会に於いても、請願者自らが提出した請願について、委員会の場で意見陳述や趣旨説明を希望し、委員会がその必要性を認めた場合には、意見陳述や趣旨説明をできるような制度や仕組み、手続きを整えてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第13号
件 名	「陳情」を「請願」同様に審査することを検討する よう求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

文京区は、「文の京」自治基本条例を制定し、自治の理念として「協働・協治」を掲げ、区議会の責務としては第23条に於いて、「区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す」と、「区民参加と活性化」について定めているものの、「請願」と「陳情」を明確に区別し、現状、「陳情」は「請願」同様に審査することをしていません。

しかし、東京都23区だけを見ても、約7割を占める16の区議会において、受理した「陳情」は「請願」と同様に審査しており、「陳情」を「請願」同様に明確に審査していないとしているのは文京区を含め、3区しかありません。区民から見れば、これでは「協働・協治」の理念を蔑ろにしているとしか思えず、いつまで経っても真の意味における「協働・協治」は実現しないと憂慮せざるを得ません。

そこで貴議会に対し、以下の請願をいたします。

請願事項

- 1 文京区議会においても、受理した「陳情」についても「請願」同様の審査に道を拓く何らかの仕組みや制度等を検討してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第14号
件 名	文京区議会委員会のインターネット議会中継に関する請願
請 願 者	
紹介議員	宮野 ゆみこ ほかり 吉紀 依田 翼 高山 かずひろ 石沢 のりゆき たかはま なおき 浅田 保雄
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	議会運営委員会

請願理由

4月の文京区議会議員選挙で区民の負託を受けた区議の皆さんがご自身の政策をどのように行政に反映させるか、区議会において議論する過程をチェックしていくことは一票を投じた有権者としての責任であると考えます。また、その議論の様子を広く速やかに公開することは区議会の責任でもあると考えます。

現在、区議会での議論は①傍聴、②議事録（速報版）、③区議会だより、④各区議の活動報告やSNS、⑤インターネット議会中継で知ることができます。しかし、①傍聴は仕事や育児介護を担う人にはハードルが高く、②議事録は公開までに3～4週間ほど時間を要し速報性を欠きます。③区議会だよりは膨大な議論の要旨のみで区議会のチェックを果たすには役に立ちません。また④はあくまでその区議の活動報告であり、客観的な判断には適していません。そして⑤の文京区のインターネット議会中継ではとても広く公開されているとは言えません。

文京区が実施しているインターネット議会中継は、本会議一般質問と区長施政方針・所信表明を対象として生中継と録画中継のみで限定的です。常任・特別委員会では本会議よりも専門的に踏み込んで丁寧な議論が交わされており、この委員会の生中継、録画中継こそ率先して区民に公開する意義があります。

私は令和元年（2019年）9月に今回と同趣旨の請願を求めましたが、各会派とも公開すべきという趣旨には賛成するものの、解決すべき課題がある、時期尚早であるとして不採択6、採択4で不採択となりました。どの会派も公開には前向きな発言をしていたので、この約3年半の間に何らかの前進があるのかと期待もしましたが、実際には本会議の生中継の実施、録画中継の字幕挿入が加わったのみで、未だ委員会のインターネット中継は実現されていません。

コロナ禍を経て、日常生活においてWEB会議、オンライン講演がこれだけ普及してきた今こそ、委員会のインターネット中継を導入し、区民に身近な区議会を作る絶好の機会であり、様々な立場の人が、様々な場所で、自分の都合のつく時間に、区議会の議論にすばやく気軽にアクセスできる環境を整えることは開かれた議会の第一条件です。区議会の責務として一日も早く委員会のインターネット中継を実現してください。

したがって、下記事項を請願いたします。

請願事項

- 1 本会議一般質問、区長の施政方針・所信表明に加えて、予算・決算審査特別委員会、常任・特別委員会についてもインターネット生中継、録画放映を併用して、現行委員会運営を維持しつつ、議会を公開すること。